

# 平成25年度別海町まちづくり懇談会（西春別地区）会議録

日時 平成26年1月30日（木）午後7時～9時

場所 西春別ふれあいセンター

参加者 34名（男性31名、女性3名）

町側参加者

水沼町長、磯田副町長、真籠教育長、竹中総務部長、佐藤福祉部長、小西建設水道部長、藤原教育部長、佐藤病院事務長、田保福祉部次長、竹内産業振興部次長、佐藤産業振興部次長、佐藤選挙管理委員会事務局次長、千葉西春別支所次長、入倉選挙管理委員会事務局主幹、竹中特別養護老人ホーム建設準備室主幹、佐藤選挙管理委員会事務局主任、高橋特別養護老人ホーム建設準備室主事

次第

## 1 開 会（総務部長）

## 2 町長挨拶

本日は、まちづくり懇談会をこの西春別駅前で開催をさせていただきました。今回は、今日、明日と3箇所で開催をすることとなっております。

皆様におかれましては、夜分お疲れのところ、このように大勢の皆様にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から町行政を進めるにあたりまして、特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、厚く御礼申し上げる次第であります。

今年の冬は例年になく雪の少ない、穏やかな年となっております。先日まとまった降雪がありましたが、それぞれ街中もすっかり雪化粧をし直し、除雪の雪も小高かつまれ、例年と変らない状況になってきたように思っているところであります。

このような中、当初、開催が危ぶまれていた“ふゆとぴあ inBETSUKAI”ですが、今週末2月1日・2日に開催されることになっておりますが、その開催に向け、雪が降りましたので、何とか雪像作り等々大急ぎで準備を進めている、そういう状況でございます。

また、当町の冬のイベントを代表する“白鳥まつり”、尾岱沼で行われていました白鳥まつりについては、毎年2月に開催をしております。昨年で45回を数える歴史あるイベントでございましたが、諸般の理由によりまして、昨年度をもち終了することとなりました。これまで、開催にご協力いただきました、多くの皆様にはこの場を借りて、厚くお礼申し上げたいと思います。

続きまして、TPP問題でございますが、本町としましては北海道酪農を代表する立場といたしまして、このTPP交渉への参加には強く反対を表明しているところであります。また、多くの町民の皆様にご協力いただきまして、今日まで様々な運動を展開してきているところでもあります。

昨年12月には、庁内に“別海町TPP協定対策本部”を設置いたしまして、情報の収集、交渉による影響調査、分析、対応などにあたっております。

この2月下旬に予定されている閣僚会合、これが“交渉の山場”とされておりますので、今後ともそれら動向を注視して参りたい、そのように考えております。

さて、第6次別海町総合計画についてですが、本年度で5年目を迎えます。ちょうど、中間年度となります。これまで、「笑顔あ



ふれる豊かさ実感のまちべつかい」これをメインテーマに掲げ、

厳しい財政状況のもとではございますが、各施策に取り組み、計画を推進して参りました。

今後、さらに堅実な計画実施を図るために、町民の皆様様の様々なご意見をしっかり聞いて、行政施策の中に反映していくため、本日この懇談会を開催させていただいたところでもございます。

このあと皆様との懇談に入るわけではございますが、その前に“3”点ほど行政報告という形で私のほうから説明をさせていただきます。詳しい内容については後ほど担当から説明いたしますが、私からは概略だけお話させていただきます。

1点目は、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建替えと経営移譲に関する件でございます。昨年4月に、移譲先の“柏の実会”の運営する“柏の実学園”での虐待につきまして、新聞報道がなされました。特別養護老人ホーム等の入所者やご家族、町民の皆様にもそれぞれ大変不安を与えることとなりました。今後、経営移譲にあたり町としましても、再発防止、あるいは、信頼回復のために取るべき行動についてのそれぞれ要請を行っております。これら一連のことについてもご説明させていただきます、このように考えております。

また、建替えにより、多床室型施設から個室ユニット型施設に変わる、つまり、ひと部屋に数台ベットを置いていたものを個室とすることによって、利用者負担額がどの様になるのか、また、それに対する対策について、さらに、経営移譲と建替えのスケジュールについてご説明させていただくこととしております。

2点目ですが、第6次別海町総合計画の見直しに関する件であります。第6次別海町総合計画については、10年間の長期計画となっておりますが、計画期間中に生じる社会情勢や財政状況等の変化、また、各施策の進捗状況などを検証することで、新たな課題に対応していくため、中間年度において見直しを行うこととしております。見直し計画の概要と、これまでの検討の経過、策定までの予定についてご説明させていただきます。

3点目は、投票所を閉める時間の繰上げに関する件でございます。現在、各選挙において、町内に20箇所の投票所を設置し、そのうち16箇所の投票所については、投票所の閉める時間を繰り上げておりますが、繰り上げをしていない東公民館と西春別ふれあいセンターの2箇所について、投票所を閉める時刻の1時間繰り上げを選挙管理委員会において検討していることから、事前にご説明させていただくものでございます。

以上で、概略のご説明とさせていただきます。

本日の懇談会は、ご説明申し上げる3点のほかには特にテーマを設けておりませんが、これらを含めまして、町民の皆様方にご意見をいただき、行政運営に反映させることで、より良い行政サービスの提供を目指すとともに、“町民参加のまちづくり”、さらに言えば、皆様との“協働によるまちづくり”、これらをしっかり進めて参りたいと考えております。

限られた時間ではございますが、出席者の皆様から貴重なご意見を数多く頂戴したいと思いますので、進行についてもご協力いただくことをお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 職員紹介（総務部長）

### 4 日程説明（総務部長）

### 5 特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建替えと経営移譲について（福祉部次長）

3点について、ご説明いたします。1点目は、「柏の実学園で起こった虐待事件に対する再発防止

の取組みと改善状況」、2点目は、「利用者負担額の軽減」、3点目は「経営移譲と施設建替えのスケジュール」の3点です。資料1をご覧ください。

1点目の、「柏の実学園で起こった虐待事件に対する再発防止の取組みと改善状況」について、この事件は、新聞報道などで皆さん、ご存知と思いますが、簡単に経過を説明いたします。

昨年4月と5月に、虐待の通報を受けた北海道が、施設職員の聞き取りなどの調査を行った、結果、平成20年4月に、男性従業者が利用者の顔を平手打ちした。平成24年11月と平成25年2月に、女性従業者が足で利用者のくるぶし上方を内側から広げる行為により、あざをつくった。平成25年2月に、女性従業者が利用者を前方に倒し、別の女性従業者がその利用者に馬乗りになった上、顔を複数回平手打ちし、前歯が取れた。という事件です。これにより、7月3日、北海道は、法令違反を改善するよう、柏の実会へ勧告を行いました。柏の実会は、勧告で求められた改善事項の措置を策定し、7月31日に北海道へ提出し、今年1月に、全ての改善措置を実行したと、報告を受けております。町は、7月24日と28日の2日間、特別養護老人ホーム入所者の家族の皆さんに、虐待事件の概要などについて、「柏の実会」と合同で説明を行いました。出席いただいた家族の皆さんは、柏の実会への経営移譲について、ご理解をいただいております。

町が、6月に柏の実会に対し行った要請の内容と、柏の実会が行った取組みについて、ご説明いたします。資料の中段をご覧ください。

町は、「経営移譲の条件として、安心して預けられる施設運営が行われる法人となり、利用者や保護者をはじめ、地域から信頼が得られるように改善すること」を要請しました。その内容は、「移譲先法人が信頼回復のため執るべき行動」として、大きな項目で4点について、改善を要請したものです。1点目は、「入所者が、安心して、施設サービスを受けられるようにするために、行うこと」、2点目は、「事故検証による、事故の原因と、その改善策、及びその効果」、3点目は、「第三者を含めた、虐待防止委員会の設置」、4点目は、「法人組織体制の見直しと、処分」の4点です。



柏の実会は、町からの要請と北海道からの勧告を受けて、第三者を含めた「虐待防止委員会と事故防止委員会」合同による事故の検証を行い、事故の要因となる対応困難時の支援方法のマニュアル化、個別支援計画による適切な支援の実施、役職員に対する人権擁護の意識向上のための研修、虐待に係った職員と施設管理者の処分を行っています。

また、施設運営の要となる、学園長や支援部長に、経験豊富な人材を新たに配置し、法人運営に、理事が管理監督者として、参画すること、法令遵守委員会の設置や、顧問弁護士を配置するなど、「再発防止と信頼回復に向け、取り組みを進めており」その改善状況は、随時、報告を受けております。

町には、通所サービスを利用している保護者から、「保護者に対する言葉づかいなど対応がよくなり、迎えに行くと必ず利用者の一日の様子を話してくれるようになった」という声などが届いております。

また、保護者会の会長からは、保護者会が要望した改善事項は、全面的に受け止められ、積極的な取り組みがなされていることや、保護者を含めた関係者の懇談会では、「利用者や保護者への対応が目に見えてよくなった」という意見が多く出ている、ということの報告がありました。

更に、会長は、虐待防止委員会と事故防止委員会の委員をされておりますが、事件後の柏の実会の取り組みや実践から、「柏の実会は、生まれ変わった」と感じ取り、「保護者会からの信頼回復は図られている」とも話されております。

このように、町の改善要請に対してスピード感を持って真摯に取り組み、職員の資質の向上や法人

体制の見直しなども積極的に対応し、法令遵守を第一と捉えた支援が実践されており、保護者の信頼回復も進んでいる、状況にあります。

これらのことから、柏の実会への経営移譲については、これまでの方針どおり、基本合意に則り進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

次に、2点目の「利用者負担額の軽減」について、資料、裏面上段の2をご覧ください。

建替え後の新施設は、「現行の数人が相部屋で生活する多床室型施設」から「全室個室のユニット型施設」に変わります。それに伴い、居住費が増額となり、利用者負担額は大きく増額となります。

生活保護受給者は増額となる居住費に対する公的支援がないことから新施設への入所は原則できないこととなります。また、低所得者の負担額は約4割から2倍の範囲で増額となり、それ以外の入所者も約6割の負担増となります。

これらの状況を踏まえて、2つの軽減制度の導入を計画しております。

1つ目は、「生活保護受給者は、居住費の負担なしで入所が可能となり」、「低所得者は約4割から2倍の範囲で増額となる負担額を約2割から3割の増額に軽減する」、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の導入を計画しております。

2つ目は、生活保護受給者を除く入所者に対する激変緩和措置として、当分の間、助成により増額となる負担額の緩和を行い、段階的に利用者負担額を引き上げる町独自の助成制度の創設を計画しております。

この2つの制度により、低所得者は約1割、それ以外の方は約2割の負担増に抑制する計画です。

なお、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」は、法人が負担額を軽減する場合に限り、制度化されるものですが、柏の実会から、実施する旨の報告を受けております。

次に、3点目の「経営移譲と施設建替えのスケジュール」について説明いたします。

今年2月に、経営移譲と施設建替えに係る「基本協定」を柏の実会と締結し、4月1日に経営移譲を行い、柏の実会が特別養護老人ホームとデイサービスの運営を開始します。

施設の建替えは、前回のまちづくり懇談会で、平成26年度中に新施設を完成し供用開始すると説明しましたが、震災復興工事などで、建設資材の不足を原因とした工事の遅れが数多く生じている状況から、北海道も本来1年度で完成させなければならない補助制度を、2年度での完成を認めることになりましたので、今年6月に工事を着工し、新施設での供用開始を平成27年10月に計画を変更しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## 6 第6次別海町総合計画の見直しについて（総合政策課長）

町では、現在、平成21年3月の策定から5年が経過をする「第6次別海町総合計画基本計画」に係る中間見直しの原案を、町のホームページや役場西春別支所、西公民館など町内主要施設10箇所公表をし、広く町民の皆さんの意見を伺うことを目的にパブリックコメントを実施しております。

本日は、お手元に配布させていただいております「資料2」の『第6次別海町総合計画の見直しについて』に基づき、現在公表している「見直し計画（原案）」の概要についてご説明させていただきます。

まず、資料の最初の項目『■見直し計画の策定にあたって』について、でございます。

1番目、「第6次別海町総合計画とは」についてですが、そもそも総合計画とは、長期的なまちの将来像や目標、そして、それらを実現するための施策・事業を定めた、今後の自治体経営、地域経営を進めていくうえで最も基本となる計画であります。

第6次別海町総合計画は、計画期間を平成21年度から30年度までの10年間として、多くの町民の方々の参加をいただきながら、平成21年3月に策定いたしました。

「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」を町の将来像として掲げ、全6章からなる本計画を本町のまちづくりの指針として、現在各施策の実現に向けて取り組んでいるところであります。

続いて、2の「見直しの必要性」であります。

申しあげましたとおり総合計画の策定から5年が経過し、町では、この間、各分野において様々な施策・事業に取り組んできました。その一方で、わが国は、未曾有の人口減少時代に入し、少子高齢化や環境問題の顕在化など、大きな転換期を迎えております。また、国による社会保障制度等制度改正の推進など、本町を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした計画期間中に生じる社会情勢や、町の財政状況の変化、また事業の進捗状況などの検証による新しい課題に対応するため、中間年度にあたる本年度において必要な見直しを行うことを、策定時から予定していたものであります。

なお、第6次総合計画は、『将来像実現のための基本的な施策の大綱を示した「基本構想」』、『基本構想において設定された将来目標や基本的施策を実現するための必要な手段を示した「基本計画」』、そして『基本計画の施策を効率的に進めるため、毎年度翌年度以降3カ年の計画について見直しを行う「実施計画」』の3部門により構成されていますが、中間年度における見直しの対象は、そのうちの「基本計画」の部分としております。

続いて、3の「見直し策定までの流れ」ですが、見直し計画の策定にあたっては、これまで町民を対象に実施した「まちづくりアンケート」の結果による意見や、役場庁内職員組織による「提言チーム」、町民組織である「町民検討委員会」で提案された意見等を検討課題とし、役場課長職で構成する「総合計画策定委員会」、次長・部長職で構成する「総合計画策定会議」において見直し計画の原案を策定してまいりました。

現在の状況は、1ページ下段の「これまでの経過」の表の中の下2段に記載している、先ほど申しあげましたパブリックコメントの実施、そして町長の諮問機関である町内各団体からの代表者や識見者で構成する「総合計画策定審議会」において、計画原案に対する審議を行っているところであります。

2月7日までを期限として実施しているパブリックコメントで町民の皆さんからいただいたご意見は、この「策定審議会」にも報告をさせていただいたなかで、併せて審議いただくこととしております。

その後、「策定審議会」から町長への答申を経て、最終的に「見直し後の総合計画基本計画」策定に至るといこととなります。

なお、申しあげました策定の体制については、資料5ページに図にしたものを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、資料の2ページをお開きください。

『■見直し計画の原案について』ということですが、ここでは、その主な見直しの内容についてご説明させていただきます。

第6次総合計画では、まちづくりの基本となる6つの目標を定め、その基本目標に対し、具体的項目による振興策を掲げ施策を実施しておりますが、その項目ごとに「現状或いは今後5年間で必要とされる事項」について見直しを行っています。

見直しの内容については、2ページから4ページ中段までの表に掲載しているとおりですが、



時間の関係上、簡単に説明をさせていただきます。

まず、基本目標1番目の「活力ある産業のまち」では、(1)の農業の振興から(7)の雇用・勤労者対策までの各区分に対し、振興策の見直しを行っております。

その主なものは、農業関係では、本年度に認定を受けた「バイオマス産業都市」に係わる取り組みや、畜産環境対策として、家畜排せつ物等に関する事業についての取り組みなどを、新たに計画に盛り込んでいるものです。また、商業の振興に係わる事項では、平成21年4月に制定された「中小企業振興基本条例」を受けて策定された「中小企業振興行動指針」等の記載を新たに加え、現状に合わせた見直しを行っております。

基本目標2番目の「自然と共生するまち」では、自然や資源に係わる事項など3区分に分かれていますが、特に本町にとって、食害などの被害が大きな問題となっている、エゾシカの個体数の適正管理などについて、修正を加えています。

3番目の「健やかに暮らせる福祉のまち」では、町の福祉や医療に関わる事項に対し、平成24年10月に開設した新別海町立病院建設後の医療の今後の方向性や、先ほど説明をさせていただいた特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化などについて、新たに加えております。

3ページになりますが、基本目標4番目の「人を育てる学びのまち」では、町の社会教育や学校教育に係わる各項目について、現状を踏まえた将来に対する施策の見直しとして、国による「子ども子育て支援関連3法」の成立を受けての、今後の町における幼保一体的な取り組み、また、町民体育館など社会体育施設の今後の管理運営について新たに盛り込んでおります。

5番目の「快適で安全なまち」は、市街地の整備や、住宅・道路・水道・下水道などの生活基盤に関する事項、或いは消防や防災対策などの各項目によって構成をされていますが、ここでは「公営住宅等の長寿命化計画」や老朽化している橋梁の「長寿命化計画」に基づく今後の改修計画について、また、尾岱沼地区の消防団拠点施設である「第3分団詰所」の建て替え計画や、今後予定をしている野付半島における災害時の一時避難施設の整備などについて、盛り込んでおります。

また、市街地の整備については、市街地の活性化計画として、現在「別海市街地活性化計画」について、別途策定作業を行っておりますが、今後この計画に係わる状況を、学習会やパブリックコメントの実施という形で、町民の皆さんにお示ししていく予定としておりますので、こちらにつきましてもよろしくお願ひしたいと思います。

次に4ページになりますが、基本目標6番目の「参画と協働でつくるまち」では、住民参画やコミュニティ活動によるまちづくりの促進や、人権、北方領土対策、また時代に対応した自治体経営などの項目について計画の見直しを行っております。

主な内容として、平成23年4月に施行した「別海町自治基本条例」に関する内容を盛り込み、まちづくりに対する住民参画の機会の拡充などについてその重要性を、改めて記述をしているのであります。

以上、総合計画の見直しの主な内容について、簡単に説明させていただきました。

先程も申し上げましたが、詳細につきましては、現在、この『見直し計画原案』を町のホームページに掲載しているほか、『計画原案』の冊子をここ西春別地区では、西春別支所と西公民館に備え付け、皆様のご意見をお寄せいただくべく、パブリックコメントを2月7日まで実施しています。是非多くの皆さんにご覧いただき、ご意見を頂戴したいと思います。

続いて、4ページ中段には、総合計画期間前期5カ年である平成21年度から本年度である25年度までに実施をした、あるいは現在も継続して実施している主な事業について掲載しており

ます。事業ごとの説明は時間の関係上、省略させていただきますが、ごらんいただきたいと思えます。

説明の最後になりますが、今後の予定ということで4ページ下段に、今後の予定について記載しております。

先ほどの「見直し策定までの流れ」についての説明と重なる部分は省きますが、「総合計画策定審議会」からの町長への答申後、町議会への経過報告等を経て、本年度中に「総合計画見直し計画」を策定し、平成26年度4月中には計画書として冊子を作成、完了の運びとしております。

以上、大変簡単ではございますが、『第6次別海町総合計画の見直しについて』の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 7 投票所（第4投票区・第7投票区）の閉める時間の繰上げについて（選挙管理委員会書記次長）

投票所を閉める時間の繰上げについて、ご説明いたします。資料3の【投票所を閉める時間の繰上げについて】をご覧ください。

各選挙において、町内に設置している20箇所の投票所のうち、16箇所は投票所を閉める時間を繰上げ、その他の4箇所（東公民館、中央公民館、中央児童館、西春別ふれあいセンター）は、時間を繰上げず20時（午後8時）までの投票時間としていますが、平成27年4月に実施される北海道知事・議会議員選挙から、投票時間を繰上げていない投票所4箇所のうち、東公民館（第4投票区）と西春別ふれあいセンター（第17投票区）を、投票所を閉める時間の1時間繰上げを検討しています。



現在の投票時間についてご説明いたします。資料の3ページをお開きください。

当町の20箇所の投票所のうち、午後6時で投票所を閉めている投票所は10箇所、午後7時で投票所を閉めている投票所は6箇所、残りの4箇所は最終の午後8時までとしており、尾岱沼の市街地と、その周辺地域を含む第4投票区の投票所を閉める時間は午後8時としております。西春別駅前の市街地と、その周辺地域を含む第17投票区の投票所を閉める時間は午後8時としております。

次に、【各投票所の投票時間ごとの投票人数の推移】についてご説明いたします。資料の5ページをお開きください。

最近の選挙における、西春別ふれあいセンターでの、投票者数でございます。この表は、上段が、昨年7月21日執行の第23回参議院議員通常選挙における、投票開始から投票終了までの一時間毎の投票者数を示したものです。

グラフを見ると、午前中の投票者が多いグラフとなっております。グラフの上部には一時間ごとの投票者数を記載しておりますが、午後7時以降の投票者数は、26人となっております。一時間毎の投票者数では、一番少ない時間帯となっております。

下段は、平成19年4月22日執行の別海町長選挙における、時間ごとの投票者数ですが、投票開始の7時から18時までの1時間毎の投票者数の資料はありませんが、18時から20時までの2時間についてのみ資料がございました。

そのため、グラフは、7時から18時までの一時間毎の投票者数は平均値の一時間当たり120人を表示しております。グラフの上部には、一時間ごとの投票者数を記載しており、7時から18時までの投票者数総計は、1,322人、一時間当たりの平均投票者数は120人ですが、18時（午後6時）台は66人、19時（午後7時）台は、29人となっております。

【各選挙における開票開始時間・終了時間】についてご説明いたします。資料の6ページをお開き

ください。

最近の選挙における開票開始時刻と、開票確定時刻を、表にしてあります。

開票事務は、別海町の投票所全部の投票箱が到着後、開票がはじまります。最近の選挙における開票作業に係る時間は 別紙3のとおりとなっております。

資料の1ページにお戻りください。

選挙管理委員会の考え方として、各選挙で、投票所の投票管理者は、投票所を閉じた後に開票所（別海町町民体育館）へ投票箱を届けますが、東公民館（第4投票区）と西春別ふれあいセンター（第17投票区）は、投票所を閉じる時間を繰上げていないため、開票所の到着が、他の投票所より遅くなっています。

投票管理者の開票所への到着が早くなれば、開票の開始・確定時間が早くなるため、有権者の皆さんへの開票結果のお知らせが早くなり、また、開票作業の経費が削減できることから、東公民館と西春別ふれあいセンターの投票所を閉める時間を1時間繰上げたいと考えております。

なお、投票時間の繰上げにより、東公民館と西春別ふれあいセンターの投票時間は、「午前7時～午後8時」が「午前7時～午後7時」になります。

次のページをお開きください。

今後の予定ですが、平成26年2月に、該当町内会・連合町内会へ文書により周知を行い、その後、平成26年5月には、別海町、町内会長等会議で説明を行う予定としております。

平成26年12月には、別海町選挙管理委員会で投票所を閉める時間の繰上げを決定し、平成27年2月、広報べつかい2月号での周知、3月の選挙広報（広報べつかい3月号折込）による周知を行う予定とし、4月には、北海道知事・議会議員選挙の実施と、おおまかな予定としております。

最後になりましたが、お願いとして、本日出席されていない方のために、本年2月に町内会を通じて説明資料を回覧させていただきます。

ご意見等がある場合は、別海町選挙管理委員会までご連絡くださいますよう、よろしく申し上げます。

以上で【投票所を閉める時間の繰上げについて】の説明を終わります。

## 8 懇談（上記5～7に関する事及び自由意見）

○柏の実学園の件に関連して、いつも保護される立場の人が優先となっておりますが、保護する立場の人の人権や対策、その対策を講ずるための人員の確保も必要ではないでしょうか。福祉をする人の立場のことも考えないと、これから福祉に従事する人がどんどん少なくなっていくと思います。国や町がどんなことを考えているのでしょうか。例えば、知的障害者、精神障がい者の対応は、いつ何が起きるかわからない、一人では全然抑えることができないことではないでしょうか。その介護する人が怪我をした、亡くなった、といったことにどう対応するのか、いつもそれが疑問です。

（町長）

特に我々の管理をする立場からいくと、当然、入所されている皆さんを利用者として最大限に思いながら業務をしているということは当たり前のことで、その皆さんのために、職員一同も一生懸命、意欲やモチベーションを高く持ちながら仕事に当たれるかということについて、いろんな課題があると思っています。当然、いろんな研修含めて教育等々行わなければなりません、同時に、大変重要な仕事に携わっているという気持ちを持ち続けていただくことのほか、介護にあたる皆さんの働く側からの待遇含めて、いろんな面で問題が出ており、そういったことも考えながら、今後、移譲先でもそういったかたちで、さらに改善していく、改善されながらやっていただけるように願っているところです。

そのためのいろんな支援についても、できることはやっていきたいと思っております。

(福祉部長)

ただいま町長から回答したとおり、介護する職員の資質の向上というのが常に求められます。今回の柏の実学園のことでいいますと、「障がい者の虐待防止法」というものが一昨年にでき、それに基づき、こういうことをしたら、それは全て虐待だ、というようなことになりましたので、今、言われましたように、介護支援する職員は大変ハードな状況におかれています。ただ、だからといって、支援する職員が、暴力や怪我をさせるということは当然あってはいけないことであり、いろんな入所者や利用者に合わせた支援する資質を向上させていくということが求められていると思います。その職員の待遇等につきましては、柏の実学園については、町職員に準拠した給与体系をとっておりますが、一般的にいわれる、他の法人であれば、かなり待遇が悪いというような話もあり、それが今、全国的にも大変課題になっています。介護する職員が不足しているという状況にあるわけです。町では、そういう職員を確保していくため、ヘルパー2級という資格がありましたが、平成25年度からこの制度が変わり介護員初任者研修制度というのができましたので、これを今、町と社会福祉協議会が、あるいは柏の実会にも参画していただき、2月からこの講座を開き、なんとか地元の介護に携わる職員の確保に努めていきたいと考えています。以上です。

○福祉関係に携わって働く人達の給与は、全国的に安いといわれています。特別な仕事で、なかなか話の通じにくい人、手間の掛かる人達を相手にする仕事ですから、本当は割り増しして良いくらいだと思います。それが、むしろ低いということであり、町全体として、そういう人達の給与の底上げをするよう、いろんなところで働きかけをするべきだと思います。



他の組織の例をみても、一回事故を起こすということは、そのとき反省しても、その後全部きれいに無くすということが、なかなか無いわけであり、その点は十分な対処をしながら、ことごとく申し入れをしながら、きちんとしていくことをやっていただきたいと思います。

今度の施設では入所者の入居料が上がるということで、ちょっと大変です。いろんな援助があり、何とかやれるかもしれませんが、今、入居している人たちはそのまま優先的に新しくなっても入れると思いますが、結局、収入が少ないと、そのうちにやめてもらうとなるのでは。特養では俗に“入居したら死ぬまで大丈夫”と言われていましたが、居たたまれないような状況を作らないようにしないとかならないと思います。それから、4月以降に、説明の中で福祉団体がその援助をして、いくら高くなってもその人はそのまま低い収入のままでも入っていただけるということですけども、その団体はどういう団体なのか…。

(福祉部長)

質問の答えになるかわかりませんが、一つ目の職員の対応改善等につきましては、介護保険の関係もそうでしたが、5年ほどかけ、職員の給与対応改善に充ててくださいということで、国から補助が出ました。その分については、何年かの計画で基金等に積み、きちんと従業者に跳ね返るような対応をしてくださいということが、国の制度として取られてきました。それが、平成23年度で終了し、平成24年度の介護保険制度の改正からは、その対応改善の部分を介護保険制度の本体の価格に転化したというかたちになりました。もしかすると、ある施設では職員の対応改善をしていないのに、利用者の負担が増えることが起きないかということで、対応改善した場合は、それだけ加算して取ってもいいというよう

な制度に変わりました。ですから、施設によって、きちんと従業員の対応改善をしていないところは料金が安くなっている。きちんと対応改善したところは加算を取ってもいいということになっており、民間についてはそういう対応の中で、少しずつ国の政策に併せ、改善は進んできているだろうと思います。町の場合は、給与は全て公務員の給与が決まっていますので、今言ったようなことは、全く該当になりません。

二つ目の入所者負担金につきましては、まず、生活保護を受けている方につきましては、基本的に倍増します。今までの何人も入っていた部屋から一人部屋に移ることにより、皆さん部屋代、「居住費」が上がります。これは、柏の実法人に行くから上がるのではなく、「ユニット」にすることで上がります。ただ、生活保護の方は、そういう支援を受けることができませんので、先ほどの法人軽減制度を入れるということですが、柏の実会が運営する法人になった場合、その制度を入れることができ、町のままでできません。法人が行う場合に、法人が負担する分を国と道と町村で負担します。その制度を入れることで生活保護の方は今と同じ負担無しのまま移行できるということです。それ以外に、老齢福祉年金だけを受給している方とか、いろいろ収入の違いにより段階があります。その方は、先ほど言いましたように、約4割増くらいから、2倍くらいの範囲で上がりますが、法人軽減を入れることでかなり軽減されます。一番所得の高い267万円以上の収入がある方が、最も負担が多く、その方々で、だいたい70%くらい増えます。この所得の一番高い人達につきましては、収入があるということで法人軽減の適用にはなりません。その方々の負担が増えることに対して、町は独自の軽減を検討しています。70%くらい増える方々であっても、20%増くらいまで圧縮し、一番負担の多い方でも今までと比べると20%増くらいの中で、何とか負担を軽減できないか現在検討中でございます。



○シカ対策とふん尿について質問します。

シカ対策について、別海町では季節を限定してシカ対策を行なっていますが、標茶と中標津は年中行っています。シカは猟期の際には防風林に逃げ込み、猟期が終わると出てきて、非常に甚大な被害を受けております。猟期を年中にできないものでしょうか。

家畜環境対策の条例について説明を聞きましたが、本当にあの通りにできるのか、時間まで制限されており、これが酪農産業の発展に非常に足かせになるのではないかと懸念しています。

(総務部長)

行政報告3項目からお話が外れたわけですがけれども、今のご質問に先にお答えさせていただいて、もう一度行政報告の3項目について戻らせていただきます。

それでは、まずシカ対策についてお願いします。

(産業振興部次長)

周年にできないかというシカの駆除についてお答えさせていただきます。

実は一部そのような問合せもあります。昨年の駆除の状況でいきますと、春駆除を5月の連休後から一番草、ようするに草の部分で支障のない時期まで行っております。その前段の連休前は、各農家の方から農協が窓口となり、町が農協からの申請を受けて許可をしています。その後、各農家の草の関係もあり、草地に入れません。春先はまだぬかるんでいて入れないという部分があります。秋駆除は、9月下旬から一般狩猟の解禁となる10月末まで行っております。それ以降については、一般狩猟の中で、猟友会会員が駆除しています。頭数については、平成24年度については2,100頭、平成25年度は春

駆除で1,370頭、秋駆除で1,298頭となっています。今、野付半島と越冬地対策で走古丹の駆除を予定しており、平成25年度3月までに、交付金と中山間の経費を入れ、全体で3,500頭の駆除計画を持っています。

期間につきましては、やはり周年でできれば効果的な部分で、猟友会を含めもっと駆除ができるでしょうが、農家の方の草地を含めて協議しながら、今後はもう少し時期を延ばした中で、やはり検討していかなければならないと考えおります。以上です。

(総務部長)

続いて、畜産環境条例についてお答えさせていただきます。町長。

(町長)

畜産環境条例につきましては、先般、それぞれの地域で関係者の皆さんに説明会を開いたところです。様々なご意見をいただいていたところでございます。

まず条例の目的については、既に皆さんも説明を受けたと思いますが、家畜排せつ物等の適正に処理をし、環境に悪影響が出ないようにするために、健全な畜産環境の保持について、基本理念を定めて、町や事業者、農業団体のそれぞれの責務、これを明らかにするとともに施策の基本事項を定めることによりまして、良好な水環境の保全をし、農業と漁業が将来にわたって共存共栄ができる社会を構築する。このことを目的としております。本条例の基本理念は、先ほども言いましたように、健全な畜産環境を保持する、そのことのために、町事業者が、事業者とは、町内で酪農畜産業を営む方々、それらの産業を受託するコントラクター含めた皆様、農業団体の皆様であり、自らの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むこと、本町の豊かな自然環境を未来の世代に継承していくこと、将来にわたり農業と漁業が共存共栄していける社会を構築していくこと、これが基本理念となっております。

この条例は、畜産環境ということに特化した条例ということで全国的にあまりないと思っております。背景については、まず本町の酪農畜産の発展に伴い、農用地の開発が進められてきました。また、その中で、乳牛頭数、家畜が増えてきております。それから、本町の地形、河川状況など、長年の積み重ねによる本町の特殊な事情、この中での問題や先般いろいろと問題になりましたふん尿等の流失事故。これらを受け、将来にわたって酪農と漁業が共存共栄していくための早急に取り組むべき課題といたしまして、関係者・関係機関が積極的にこれを受け止めていただくために、今回条例を制定するものでございます。

この条例を振りかざし、規制や営農に支障が出るようなことが目的ではございませんし、農業者の意欲をそぐことも全く意図していることではございません。むしろ、環境の保持を常に心がけながら、誇りと自信、これらを持って、農業経営に取り組んでいくことができる。このようにすることが、将来にわたって本町の経済を支える農業と漁業が共存共栄していける、そのようにすることが、目的でございます。ぜひご理解をいただきたいと思っております。また、具体的なことについては、担当者から説明させますが、何かございませんでしょうか。

○確かにふん尿の問題があるのは間違いありませんが、この条例では、農家だけがある程度集中的な制約を受けることになっています。環境という言葉を使うのであれば、町民全体の環境問題であり、当然、漁業もある、町民もある、それぞれ条例があってしかるべきであり、できれば公平に行なってもらいたいと思っております。今の進め方は、ちょっと偏っているように感じます。

(町長)

特にこの環境に対する、例えば植樹などについては、20～30年前から、環境を、河川環境含めてどう守っていくかという運動が始まり、継続されてきております。そういう中で、漁業者の皆さんも、いわゆる海にそそぐ川、これが沿岸の資源含めて大事なことであるということをも十分自覚しながら、例えば、20年ほど前から続けております魚を増やす森づくり事業。これは主に漁協の女性部の皆さんが行っておられますし、各小中学校の皆さん含めていろんな方が行っております。漁業者の皆さんも植樹を含めて河川環境を守るためにしっかりやってきております。

また、道等を含め、いろいろな適正管理に、特に河川に近い農家の皆さんにしっかりやっていただくための助成も行ってきているのですね。いろんなことを、漁業者自らもやってきております。その中で、我々自身も昔と比べると、川の水が少なくなったとか、色んな実感があると思います。そのようなことも含め我々は、これまで大事な基幹産業をしっかりと支えていくために、いろんな開発事業行為を行ってきました。また、乳牛用に敷地面積もどんどん増やしてきた。そういうことがあって、やはりこれから環境を気にしないでやっていくという時代ではもうそろそろ駄目だということで、今までも一緒になってやってきているところですが、町民全体の皆さんが、やはり農業者だけでなく、植樹事業活動含めていろんな環境対策に協力していく。今後、先ほど言いましたように、大事な基幹産業であります酪農畜産、そして漁業、これらをしっかりと共存共栄しながら、これからの将来の皆さんにしっかりとした地域を引渡していく、そのためにも、今この課題を解決する。厳しいところもありますけれども、酪農家の皆さんもぜひ、これに協力していただきたいと思っておりますし、そのための支援についても、行政、それから農協含めて今後ともしっかりと取り組んでいきたいと思っております。また、かんがい排水事業を含めて、やはり、漁協の皆さん、漁業者の皆さんとも協議をしながら進めていく大事な事業もあるわけであり、そういうことも十分ご了解をいただきながら、漁業者の皆さんと協力しなければなりません。そのことも大事なことと思っておりますので、ぜひこの環境について、ひとり一人がもう少し気を遣いながら行っていただくようにする、そういう気持ちをしっかりと持ちてもらうということが、この条例の主旨でございますので、いろいろとこれからもご説明させていただきますけれども、ご理解をいただければと思っております。

○必ずしも納得しているわけではありません。条例の中には、罰則まであります。窒素に非常に制限が掛かっています。どのくらいが過剰で、どのくらいが過剰ではないのでしょうか。そのあたりが非常に定かではなく、それによりかなり状況が違ってきます。

(産業振興部次長)

17日に説明会を開催させていただきました、私の方からもいろいろなかたちでいただいた意見につきましては、お答えしてきました。

窒素につきましては、スラリーあるいは堆肥、それぞれ窒素が含まれていて、これが過剰になれば、当然川の方に汚染がたって、海の方へ流れていく、当然のことでございます。やはり、皆さんも肥料を土壌にやるときには、分析されているいろいろ気を遣われていると思います。規制基準の中には過剰な施肥をしないよう項目もございます。また、スラリーにつきましても過剰に施肥をしないように、蒔かないようにという項目もございます。やはりこういったことをぜひですね、皆さんに気を付けていただいて、環境に気を遣っていただきたい。皆さん、大部分の方がそういうことを自覚しておられると思うのですが、やはり、残念なことに一部の方につきましては、そういったことにご配慮いただいている部分もございません。そういった全体の底上げと言いますか、意識を上げたい、そういった思いから、今回、条例、そして規制基準の中でいろんな項目を設けさせていただいております。一つ一つを見れば、農家の方につきましては、当たり前のことと思われるかもしれませんが、この当たり前のことを行うこ

とによって、別海町の畜産環境が良くなっていく、そういった思いでこの条例をつくっておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思ひます。

また、窒素が、どのくらいが過剰で、どのくらいが過剰ではないというのは、それぞれの圃場により違ってくると思ひます。

今回も頭数の制限の中で、2. 13頭という数字の中で、頭数制限というアッパーではないですけれども、それを目安にしてくださいということがございました。いろんな試験場の中では、説明会のときにご説明させていただいたと思ひますけれども、1ヘクタール当たり225キログラムの窒素以内であれば、地下水の汚染が許容範囲に収まるということでございます。肥料としての窒素量、環境の負荷としての窒素量があると思ひます。それぞれの圃場で、過剰であるか、不足してあるか、一概に言えないと思ひますので、個々の圃場、農家の方の現状に合わせた、そういった責任が必要になってくるかと思ひます。



(総務部長)

この問題につきましては、いろいろご質問があるかと思ひますけれども、他のたくさんの皆さんにお越しいただいておりますので、こちらの方で一度マイクを頂戴し、最初に説明させていただきました行政3項目に一度戻らせていただきます。先ほどの特養移譲、6次総合計画、選挙会場の時間の関係、これらにつきまして何かご質問等があれば受けたいと思ひますがいかがでしょうか。

○6次計画につきましては、私もちょっとだけ作った一人です。林業の振興ということで、お聞きいたします。別海町の森林面積が28%とありますが、全国的に見てもすごく少なく、林業で食べている町ではありませんが、先ほどから言っている環境問題の面からも最低30%に増やしてかなきゃならないと思ひます。

また、去年、30m以上の風が吹いたときに被害がたくさんあったようで、屋敷林の整備や耕地防風林、河川林、防霧林、防音林など、別海町には植える場所があるはずだと思ひます。昔はカラマツを植え、それが今50~60年経っており、倒れるような状況です。樹種の見直しをしながら森林整備を進める必要があります。それと場所によっては、町有林の入り口に取り付け道路がありません。

酪農と漁業の振興をやっていますが、町には林業計画というのが無いように感じていますが、あるのでしょうか。

また、西春別駅前では公住の建替えが行われていますが、コンクリと鉄板だけが使われています。林業の振興ということで、今はこの市町村でも木材を使った仕事をしていますので、今後、別海町も公住の建替えのときは、木材を使う設計にさせていただきたいと思ひます。以上です。

(町長)

本町では、なんとか森林の面積を増やしていきたいというふうに取り組んできているところでございます。

(産業振興部次長)

町の森林計画につきましては、平成24年に見直しをしまして、新たな計画を樹立しています。5年に一度見直しをかけて町としての森林整備計画がございます。

風倒木については、12月の一般質問にもありました。まず、町有林に限らず、国道沿いの国有林、道有林含めて、土質の影響等もあると思ひますが、かなり風倒木が多い状況が確かにございます。

ご存知のとおり、それぞれの木の種類に応じて、何十年という林齢の部分での伐採等に併せた中で、諸関係機関でそれぞれの森林の整備を、伐採し再造林していくというような中身で計画しています。途中、それぞれ倒れている部分を整備する、きれいにするとなりますと、一つには経費も掛かります。作業場の危険性も伴います。そのような状況から、場所によっては、広くて放置しているというように見えるような場所も確かにあります。ですが、その諸事情は、その木の切れる年数、それに近づく年数を待った中で事業計画を組み、それぞれ補助等を活用し、木を伐採した中で再造林をしているというような中身で計画を立てております。

樹種の部分については、造林協会等含めまして、そういう話も出ています。樹種によってはご存知とおリシカの影響も食害も受けにくいような木の種類もあるということを知っております。造林していく中で、そこの環境に合った樹種の見直しも含めた、その辺の話題も出ていた会議もございました。ただ、需要と供給の中でなかなか切替えができていかないというか、供給の本数が十分用意ができないという部分も話題として出ていました。今後、その環境に応じて整備していけるような中身の検討は、関係機関の中で話も出ていますので、それは今後も検討してまいりたいと考えております。

(建設水道部長)

今、ご質問のあった公営住宅の建て替えについては、木材をもっと使ってくれないかのご質問だと思いますが、確かに今までの公営住宅、西春別の2階建ての新団地や別海の2階建てについては、ブロック造りなどで行なっておりました。今建てている西春別柏団地については、基本的に木造作りの平屋建てということで、木造を使っています。しかしですね、見たとおリ外壁は、鋼板を使っているのですが、これは木材を使うと耐久性や維持管理でのメンテナンス増大につながりますので、今、鋼板を使っていますが、今後も建て替え等において、基本的に木造作りということで柱などに木造を使って、これから行っていく予定ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

(町長)

公住含めて、住んでいただく方になるべく住みやすい住宅を建てるということを努力しているということがもちろんございますので、なるべく温かみのある木を使ってという気持ちは十分わかりますし、我々もそう努力していきたいと思っております。いずれにしても、費用の問題等もございますので、その辺は兼ね合いもありますが、努力していきたいと思っております。

また、町も今、別海の中央児童館や役場正面にある「ふれあいの家」など、木造を使った建物ということで道の奨励の補助金をもらって、いろんなところで、木造の素晴らしい施設があります。ぜひいろんなところを見ていただければ、その努力の一端もわかってもらえると、そのように思っていますのでよろしくお願いいたします。

○バイオマス産業都市の認定は、町にとってどのような利点があるのでしょうか。また、畜産環境対策として、環境排せつ物等に関する事業の追加、事業の追加というのはどういう意味か説明していただきたいと思っております。

(町長)

バイオマス産業都市構想の認定の概要について、ご説明させていただきます。

別海町は今、産業都市の認定をいただきました。このことにつきましては、まだ従来の、ご承知のとおりとは思いますが、本町におきましては、バイオマスタウン構想、これがございました。この中で、家畜ふん尿の有効利用によりまして、新エネルギーの創出をする、CO2の削減につながる、そして良

質な肥料の創出につながるということで、それらの利活用に対するシステムについて、今日まで維持・推進をしてきております。

この度のこれらの考え方に基づきますが、地域、関係者の理解を図りながら、町とそれぞれの関係者の皆さまが一体となって、自立の環境に優しく良いシステムとして、さらに経済性が確保され、かつ災害に強いまちづくりを目指す、これらを目指しながら、バイオマス産業都市構想の策定を行なった結果、それを申請いたしまして、バイオマス産業都市の認定を受けることができたということでございます。

本町では、常に豊かな水環境の回復でありますとか、美しい農村風景、農場環境の創造を目的として国営環境保全型かんがい排水事業などによりまして、畜産廃棄物の適正処理、これを推進してきておりますが、この事業の開始時期や対象頭数などばらつきがございますし、現在、そして将来も処理対象外の家畜排せつ物の処理が課題として挙げられることや、計画策定後に増頭している農家、また、増頭をこれから希望する農家も多いということでありますので、現状の計画だけでは十分な家畜排せつ物を処理するための能力、これがあるとはいえない状況にあります。これらを考慮しながら本計画におきましては、町内の多くの乳牛、畜肉の排せつ物を原料とするメタン発酵技術による大規模バイオガスプラント事業、これらを軸にこれまで将来的には今までみな処分されておりました水産系、食品系廃棄物、これらも燃焼させていただくようなものになります。いろいろなものが総合的にバイオマス利活用していく、そんなことを考えながら、これらの推進加速化しながら、再生可能なエネルギーの創出とともに、河川や地下水の水質改善、また臭気の軽減、これらを中心とした環境保全への貢献をしっかりと図っていききたい、そのようなことで、バイオマス産業都市構想及びバイオマス発電、これに取り組んでいく、それを進めているところであります。



(産業振興部次長)

6次産業の中で、環境対策についての家畜排せつ物に関する事業の追加ということではございますが、皆さまご存知のとおり、一昨年来、河川に対するふん尿のいろんな大きな事故が相次いでございました。そういった中で、農業と漁業の間がなかなか上手くいかない。そういった状況が続いております。こういった過去のいろいろな経緯の中で条例の制定も含めて、これから先、農業と漁業が共存共栄していくためにどうしたらよいか、といったことから、この環境問題に対して真剣に向き合っていかなければならないと考えるものです。そういったことで、家畜排せつ物に対する事業という、具体的な事業ではありませんが、例えば、家畜排せつ物の管理のパトロール、畜舎からの雑排水の処理、そういったことを畜産環境という視点から、そういった項目が今までなかったもので、こういったことにも配慮し、重点を置いて進めていきたいということでございます。

○現在、中春別で三井造船が取り組んでいるバイオガスの話ですが、新聞報道等では、町が予算を提案したのだけでも、取り下げたという話になっています。どうも、話がよくわかりません。中春別の人に聞くと、儲かるのは三井造船ばかりで農家はたいしていいことがないと聞きます。そのへんについて具体的に説明をお願いいたします。

(町長)

確かにこれは新聞にも載りましたので、もう皆さん存じのとおりだと思っております。

予定をしておりました出資の部分について、出資以前のことについて農協から了解を得られず議会への提案を中止させていただいたということで、議会で説明させていただきました。それが新聞に載った

ことでございます。

この事業については、どこが儲かるということではなくて、もちろん事業をやるからには、携わる人全ての利益につながらなければならない、これは確かにそのとおりでございます。したがって三井造船には、その会社の持つノウハウ、技術、これをしっかりバイオ発電の中で提供、それぞれの能力を発揮していただく、その中で適正な利益を上げる。そこから上がる利益については、まず、利用する酪農家の皆さんが一番の利益に預かれるようなことを、いかにこの事業で進めていくか、先ほども言いました適正なふん尿の処理、環境保全含め、それをしっかり酪農家の皆さんの、これからの酪農経営にメリットを持っていただくために、それが最大の目的であり、そのことをどうやって、最大限の状況にもっていくかという中で、今、最後の詰めを行なっている状況でございます。



○出資だけでなく土地のことも絡み、その土地は個人の所有地と町の所有地となっており、個人の部分は町が買う。必ずお金が発生します。お金を出すということは、全町民に関係することです。

それと、あまりにも話が早急過ぎるので、本当に農家のためになるかどうかを、もっと各戸農家の人、町民とゆっくり話しをした方がいいのではないのでしょうか。

今のところ情報がよくわかりませんが、中春別の人たちの話を聞くと、三井造船の人が来るが、その度に話が違い、説明のたびに違うことを言っている感じで、不安でしょうか。その一つは、ふん尿は1日300トンくらいまで受入が必要という話ですが、もしかしたら、集まらないかもしれず、集まらなければ三井造船は、罰金を取る・罰則を課すという話が出ているようです。農家に、町に罰金を課すような話になぜなるのでしょうか。そして、町で問題なのは、研修牧場にバイオガスプラントがあり、中山間事業で我々1億円のお金を出して作っています。そのふん尿を持ってくると思いますが、そうしたら、そこにバイオガスプラントはいらなかったのではないのかと思います。

(町長)

土地の問題については、町が先行で取得するということが今議会に提案しています。しかしながら、会社が設立され出資が整ったときには、会社が当然、土地を買い取る。それは当たり前のことですので、町民の全ての税金で土地を買って、会社に差し上げるといったことはございません。

それから、いろいろペナルティの話がありましたが、酪農家の皆さんも農協も町もペナルティが発生するということは当然納得できませんし、そのようなことは認められない。そういうことにはならないと思います。いずれにしても、それぞれ農家の皆さんは、今、300トンには行きませんでした、270~280トンと集まっております。そして、81戸の酪農家の皆さんにそれを確認していただいております。

研修牧場のバイオガスの件がございましたが、これはスラリーを発酵させてやっています。したがって、育成やいろんな固形の部分は、処理できない。今度のプラントは、それも処理できますので、そこに運んで処理していくことも考えて検討させていただいております。したがって、出発時点では、そういうことも考慮しながら行って、現状の確保をしております。いずれにしても、その現状の確保につきましても、事業主体であります三井造船、各農協、町、一緒になってそれについて努力していきましょうということですので、ペナルティを課すといったことにはならないはずであります。

○この6次計画の中で2ページにあるバイオマス産業都市についてお聞きします。12月やこの1月の道新で報道されていますが、その後どうなっているのでしょうか。

私は農家ではありませんが農家を出入りしている者として、技術的にも関心を持っています。これは相当に慎重にやらないと無駄遣いになるとかなり感じています。費用対効果など計算をしているとは思いますが、何十億も使ってふん尿処理するのに、それが、町が手を引いたとき、あるいは補助金が切れたときに、農家が単独でそれを運営していくとなって、本当にプラスになるのでしょうか。後になって農家に負担を掛けるのではないかということが感じられます。

(町長)

税金の無駄遣いというご指摘をいただきましたが、当然、我々も無駄遣いになるようであれば、取り組む意思はございません。今回の5,000頭規模、かなり大きな、国内でも最も大きな施設になるかと思いますが、しっかりと利益を、今は再生エネルギーの買取制度がありますので、20年間この価格が保障されます。その中でいかに利益を上げ、継続して運営できるようにしていくか、それらを考えたときに、一番のいわゆるボリュームの問題ですが、そのくらいの施設が必要ではということからきているのです。したがって、ちゃんとした利益を得ることによって成り立っていく。そして、税金を無駄にしない。我々としては、出資はいたしますが、出資に対する配当も当然期待しており、期待をできるような計画をしっかりと立ててあります。それが実現可能であるということも我々はしっかり検証しながら今日までできていることとさせていただきます。

○設計図は見せてもらえるのでしょうか。

(町長)

議会に提案できる状況になったときには、実施設計をこれから組むわけですから、今、大雑把な構想の段階の設計図しかございませんが、いずれにしても、これが決まれば、次は実施設計となっていきます。その段階では、今の時代、情報公開ということになりますので、適正に手続きが必要になる場合もあるかもしれませんが、隠すものではありません。そういう面では、なるべく希望があれば見ていただけるようにしていきたい、そのように思っています。

○介護保険制度の見直しというのが昨年の秋くらいから国で言われており、このことについてお聞きします。地方包括ケアというような名前も出てきていますが、今の介護制度を見直しをする中で、要支援1、2は介護関係から外してしまう。ケアセンターのようなところに入るのもまず無理だろうという声も聞こえています。当然のことながら平成29年までということで、あと3年足らずです。改正して、ようするに地方組織、行政でもって、ある一定の仕組みを作り予防介護のために頑張ってくれという、考え方としては、地方ごとでやるわけで格好はいいですが、現実には国が今まで自分でやっている仕事を地方に投げて、大部分の一番大変なところを地方にやらせようという改正の中身になっています。去年の秋に資料を取り寄せてみたら、そういう中身になっているのです。

町はこれから3年の間に、どのように変えて、それに応えようとしているのか、その部分についてお答えいただきたい。具体化しているかはどうかわかりませんが、お聞きしたいと思います。

(福祉部長)

今、質問にありましたことは、正に国が進めている内容としては、そのとおりでございます。

国は、介護保険制度ができてから15年近く過ぎており、介護保険制度は3年に1回ずつ見直しをしています。介護と医療に係わる社会保障費がどんどん伸びてきている中で、国の方としては、効率性のある介護保険制度に見直ししたいというのが本音だと思います。

介護保険制度ができたときに、市町村の全部で介護保険に頼りきってしまった部分があり、本来は、介護保険でなく、市町村の福祉としてやらなければならない部分をどんどん介護の方に持って行こうと働きかけてきた経緯があるのだと思います。いわゆる予防の部分が、介護保険で占める割合が非常に高くなってしまったことで、要介護支援1、2については、予防の部分ですが、全部を介護保険から追いつくということではありませんが、デイサービスと訪問介護、この二つについて、国は介護保険から抜くという考えで、今議論がされている状況です。そうなった場合、それらは市町村で対応となりますが、当分の間、財源は国から市町村に負担するというのが今の状況です。町村はどうするかというと、ボランティア、NPO、町内会ですとか、そういうことを活用し、今まで介護保険でやっていたものを行ってくださいということになります。それは市町村により、全く対応はばらばらで、できないだろうと思います。また、今まで事業者として、要介護の方を受け入れていた施設はどうしたらいいかということになります。これから、平成29年に向けて、少しずつ見直しの内容がはっきり示されるといいますから、町としましては、その辺をどのようにして対応していくべきか、正にこれから検討させていただきたいということでもあります。

それともう一つ、要介護1、2がいわゆる特養等の対象から外されるのではないかとということも今議論されていることですが、このことについても、現実的には、要介護1、2の方が、今現在特別養護老人ホームに入居できるかということ、入居できるような状況にはなっていません。というのも、待機者の方々の中で、要介護3、4、5の方がたくさんおり、どうしても優先順位として、要介護1、2の多くの方は待機しているというのが現実的な状況です。国としては、要介護度の高い人を特養等で優先的に介護すべきという考えを打ち出し、それ以外の軽度の、要介護1、2の方については在宅でということを考えて欲しいというのが考えです。

別海町におきましては、老人保健施設がありますので、そういう施設を有効に利用していただくということになっていくと思いますが、そういう施設が全くないところもあります。そういったところは、いろいろ格差が出てくるのではないかと心配されます。以上です。

○荒廃の農地が散見されます。それをどのように解決していくのでしょうか。農地を保存するためには、今の時点では、結局、牛をたくさん飼うしかないですね。そうでないと農地の保全がきかないです。保全という観点から町長にお聞きしたいです。

(町長)

農地の保全というよりも、今一番我々、農家も農協もそうだと思いますが、これ以上農家の戸数が減らないようにするにはどのようにしたら良いかということが大問題だと思っています。これ以上農家の戸数が減りますと、どうしても遊休農地が出て来ざるを得ない状況になり、ほとんど今まで吸収できた状況がありましたが、これからはそういかないと思います。昨年、生乳生産が前年をかなり割ってきたという状況が、そういう一端があると思っています。

今後、農協の方も、いろんな情報の中で、まだまだ離農者が後を絶たない状況であるというのを聞いておりますし、なんとか歯止めをかけていくために、これからの酪農畜産・政策含めて、農業全体の政策含めて、大きな転換をしようという国の動きもありますし、またTPPを含めて、いろんなことを、想定を考えながら、どうやって、酪農畜産を維持し発展させていくか、やはり農家が安定した経営ができるという基盤、これをどうやって作っていくか。これは、まさに国の役割、農業の方針、これらが決め手になってきますので、それらを含めてしっかりやっていきたいと思っておりますし、特に農家経営が厳しい中でどんどん更新も遅れてきている、加速して遅れてきている状況があります。それらを含め、それは生産減につながるわけですから、様々なことを考えながら、いかに農業者がこれ以上減ることのない

ようにするためにはどうしたらよいか、それを真剣に考えていく、その中で、農地の保全、それにつながるそのように考えおります。

(総務部長)

大変申し訳ございません。時間となりましたので、今日は「町長と話そう」というシリーズで、まちづくり懇談会を開催させていただいておりますが、このほかにも、申込みいただければ、「ミルクミーティング」ですとか懇談をする機会を、別のかたちで設けることも可能ですので、ぜひ希望があればお申込みいただければと思います。本日はご理解をいただきたいと思います。

それでは、いろいろご質問やご意見をいただきましたが、最後に町長から、今日いただきましたご意見・ご質問についてまとめのご挨拶をさせていただきたいと思います。

(町長)

今日はそれぞれ夜分にかかわらず、このように大勢の皆さまに参加いただいて、懇談会させていただきました。様々な貴重なご意見をいただきましたし、近々の大きな課題を抱えているという中で、皆さんからの活発なご意見等をいただきました。これから、大事な一次産業、酪農畜産含めて、いろんな基調なご意見をいただけてきたところです。



ぜひ、これらの皆さんのご意見を今後、町行政を進めるにあたりまして、十分検討させていただきまして、また、できるだけ反映させていきたい、このように思っているところです。

今、総務部長から話がありましたように、少人数でも全くかまいません。そういういろんな課題、地域含めていろんなグループ、課題もありますし、いろんなことを町にやってもらいたい、また、できれば一緒にやってもらいたい、いろんなことがあるかと思っております。できれば遠慮しないでですね、町の方に申し入れていただければ、日程調整をして、ぜひ我々も皆さんの貴重ないろんなご意見を伺いたい、そのように思っておりますので、ぜひ、そういう制度の活用をしていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、別海町の来年度予算も大詰めを向え、そろそろ予算編成も終わる時期にきています。アベノミクスで一部では好調になってきているという話も遠くからは聞こえますが、まだ実感としては、わからない、それがこの地域の現状だと思っております。したがって、今年はそういう意味においても、明るい日差しがこの地域にもあたるような年になってほしいと思っておりますし、それに向けて行政もしっかりと努力していかねばならないと思っております。

また、それぞれ町民の皆さんと一緒に、汗をかいていけるところはかいて、頑張ってもらいたい、そして、地域コミュニティが活発になれば、全体の、別海町の活性化につながると思っておりますので、ぜひ我々もそれぞれの地域を大切にしながら、それぞれのいろんな活動を支援しながら、今後とも行政を進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも皆さんのご理解・ご協力を心からお願い申し上げたいと思っております。

今日は本当に遅くまで、様々な貴重なご意見をいただき本当にありがとうございました。